

通所受給者証（見本）

※無償化の記載は、受給者証の（五）面に記載されます。

（五）

利用者負担に関する事項	
負担上限月額	4,600 円
適用期間	令和元年 10月 1日から 令和 2年 8月 31日まで
負担上限月額は、これまで通り世帯の所得区分により判定された金額が記載されます。 （国保連請求時の負担上限月額もこの欄に記載されている金額を入力。）	非該当
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	非該当
利用者負担上限額管理事業所名	無償化対象期間は、上限額管理が不要となるため、「非該当」となります。
特記事項欄 ・第2子（第3子以降）軽減対象児童 ・無償化対象児童 （対象期間 令和元年10月 1日～令和 4年 3月31日）	多子軽減についても、これまで通り特記事項欄に記載されます。
予備欄	特記事項欄に「無償化対象児童」と記載されます。また、無償化の対象となる期間も記載されます。